

工事代金における中間前金払制度の導入について

工事代金支払方法として、これまで中間検査結果に基づく部分払制度がありましたが、請負者への円滑な資金供給を図るために、これに加えて中間前金払制度を導入し、請負者の方がいずれかの方法を選択できるようにします。

1 中間前金払制度とは

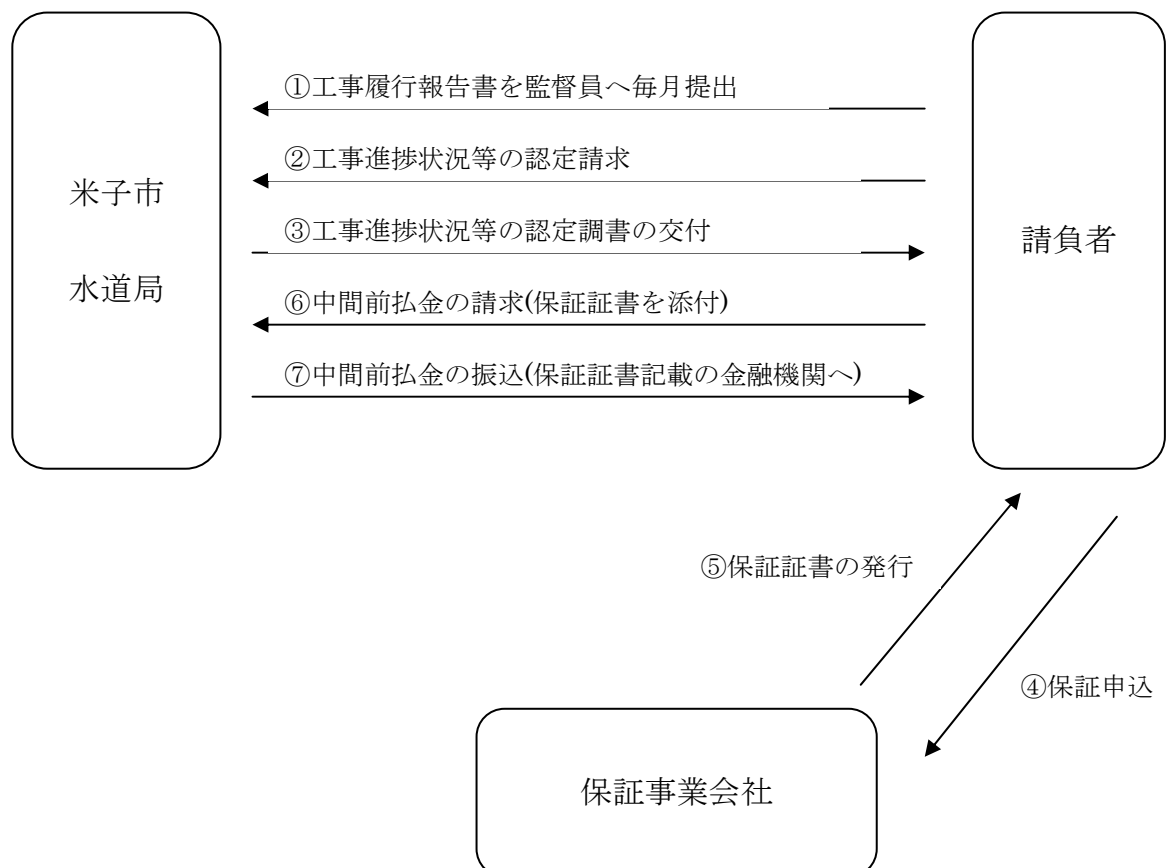
前金払を受けた工事請負契約において、次の要件を満たした場合には、中間検査を必要としないで、当初の前払金(契約金額の4割)に追加して、さらに契約金額の2割を前払金として受け取ることができる制度です。

2 中間前金払ができる要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業がおこなわれていること。
- (3) 出来高が請負代金額の2分の1以上であること。
- (4) 保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結していること。

3 中間前払金の請求手続き

請求手続きは、次のとおりです。



4 適用日

平成21年9月1日以後に締結する工事請負契約から、この中間前金払制度を利用できます。

※ 契約締結時に、建設工事標準約款特約条項にて従前の部分払制度又はこの中間前金払制度のいずれかを選択してもらいます。

・・・注意・・・

この中間前金払制度は、部分払制度との併用はできません。
そのため、中間前払金を受領した後の工事代金残金の請求は、完成払のみとなります。

※ 債務負担行為等による工期が複数年度にわたる契約の場合は、当該年度ごとに中間前金払、部分払(当該年度分に係る完成払い)をします。